

「青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP180 生物農薬評価書（案）」  
についての意見・情報の募集について

令和 7 年 7 月 22 日  
農林水産省消費・安全局

この度、「青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP180 生物農薬評価書（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上で、決定することとしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農林水産大臣は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、農薬の登録、変更の登録等について、農業資材審議会の意見を聴かなければならないとされています。このうち、法第 2 条第 2 項の規定により農薬とみなされる天敵に関する事項等については、生物分野における高い知見を有する専門家で構成される農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会で検討することとしています。

令和 7 年 6 月 26 日、第 12 回農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会において、微生物農薬である青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP180 について審議され、青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP180 生物農薬評価書（案）が了承されました。

つきましては、本評価書案について、広く国民の皆様からの意見・情報を募集致します。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載  
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

#### 4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

頂いた御意見については、個人情報を除き全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

また、提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認等に利用するほか、当該意見・情報の内容に応じて、農林水産省内の関係部署、関係府省等に共有することがあります。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。また、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

#### 5 意見・情報受付期間

令和7年7月22日～令和7年8月20日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

#### 6 公示資料

青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP180 生物農薬評価書（案）